

令和元年8月2日付け県公報第26号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年12月3日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
御殿場市
- 2 作業の種類
公共測量（既成図数値化・世界測地系座標変換）
- 3 作業期間
変更前 令和元年7月1日から令和3年3月31日まで
変更後 令和元年7月1日から令和3年12月31日まで
- 4 作業地域
御殿場市全域（御殿場市認定道路内）